

第3期愛媛県医療費適正化計画の
実績に関する評価

令和6年12月

愛媛県

目 次

第1	実績に関する評価の位置付け	1
I	医療費適正化計画策定の趣旨	1
II	実績に関する評価の目的	1
第2	医療費の動向	2
I	全国の医療費について	2
II	本県の医療費について	4
第3	目標・施策の進捗状況等	6
I	県民の健康の保持の推進に関する目標及び施策の進捗状況	6
1	特定健康診査、特定保健指導並びにメタボリックシンドローム該当者及び予備群	6
2	たばこ対策	14
3	予防接種	14
4	生活習慣病等の重症化予防の推進	15
5	その他予防・健康づくりの取組	16
II	医療の効率的な提供の推進に関する施策の進捗状況	18
1	後発医薬品の使用促進	18
2	医薬品の適正使用の推進に関する目標	20
第4	医療費推計と実績の比較・分析	22
第5	今後の課題及び推進方策	23
	医療費適正化計画に関する事項の取組状況	24
	(別紙1) 特定健康診査の概要	32
	(別紙2) 特定保健指導の概要	33

第1 実績に関する評価の位置付け

I 医療費適正化計画策定の趣旨

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く様々な環境の変化により、国民皆保険を堅持し続けていくためには、県民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療に要する費用（以下「医療費」という。）が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく必要があります。

このための仕組みとして、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により、6 年ごとに、6 年を 1 期として医療費適正化を推進するための計画（以下「医療費適正化計画」という。）を各都道府県が定めることとされており、平成 30 年度から令和 5 年度までを計画期間として、平成 30 年 3 月に第 3 期愛媛県医療費適正化計画を策定しました。

II 実績に関する評価の目的

法第 11 条に基づき、医療費適正化計画は定期的にその達成状況を点検し、その結果に基づき必要な対策を実施する、いわゆる P D C A サイクルに基づく管理を行うこととしています。

また、法第 12 条第 1 項の規定により、都道府県が策定する医療費適正化計画については、計画期間の終了の翌年度に目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価（以下「実績評価」という。）を行うものとされています。

今回、第 3 期の計画期間が令和 5 年度で終了したことから、平成 30 年度から令和 5 年度までの第 3 期愛媛県医療費適正化計画の実績評価を行うものです。

第2 医療費の動向

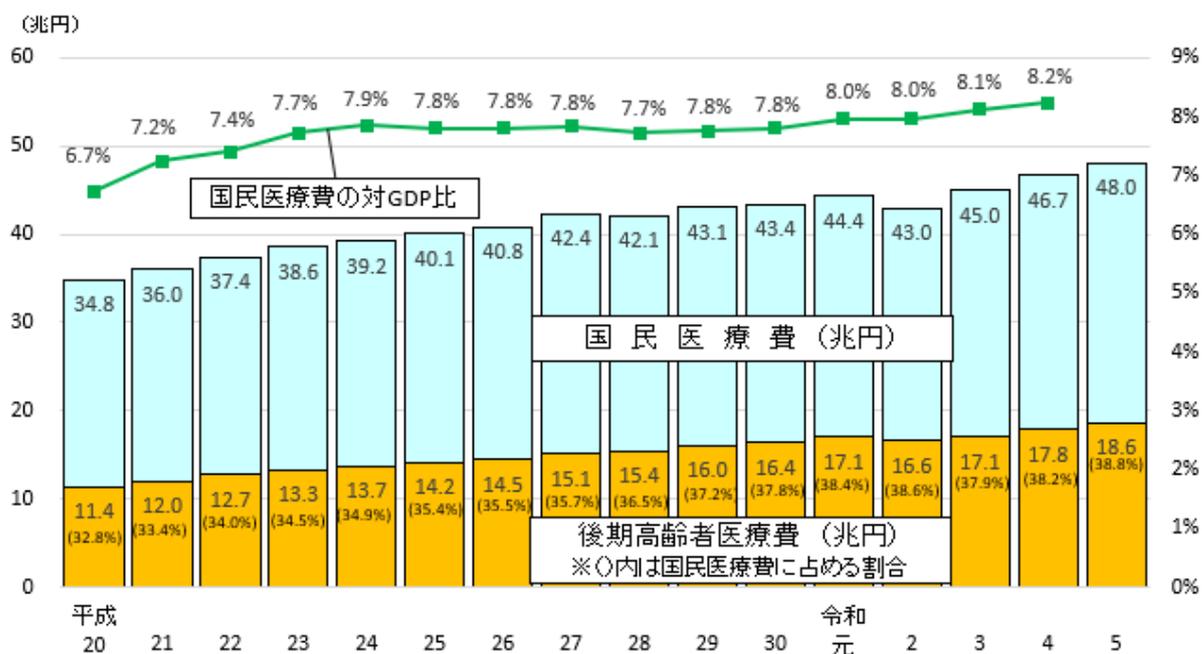
I 全国の医療費について

令和5年度の国民医療費（実績見込み）は約48.0兆円となっており、前年度に比べ2.9%の増加となっています。

国民医療費の過去10年の推移を振り返ると、年度ごとにばらつきはあるものの、毎年度0.8~4.8%程度ずつ伸びる傾向にあります。また、国内総生産（GDP）に対する国民医療費の比率は、平成21年度以降、7.2%を超えて推移しています。

また、後期高齢者の医療費についてみると、後期高齢者医療制度が開始された平成20年度以降伸び続けており、令和5年度（実績見込み）において約18.6兆円と、全体の38.8%を占めています。（図1）

図1 国民医療費の動向



出典：国民医療費、医療費の動向
※令和5年度対GDP比は未公開。

平成 30 年度から令和 4 年度までの 1 人当たりの国民医療費の推移を年齢階級別に見ると、どの年齢階級においても増加傾向にあり、令和 4 年度は約 37 万円となっています。

令和 4 年度の 1 人当たり国民医療費を見ると、65 歳未満では約 21 万円であるのに対し、65 歳以上で約 78 万円、75 歳以上で約 94 万円となっており、3.7 倍～4.5 倍の開きがあります。(表 1)

表 1 1 人あたり国民医療費の推移 (平成 30 年度～令和 4 年度) (単位：千円)

	全体	～64 歳	65 歳～	75 歳～ (再掲)
平成 30 年度	343.2	188.3	738.7	918.7
令和元年度	351.8	191.9	754.2	930.6
令和 2 年度	340.6	183.5	733.7	902.0
令和 3 年度	358.8	198.6	754.0	923.4
令和 4 年度	373.7	209.5	775.9	940.9

出典：国民医療費

また、国民医療費の年齢階級別構成割合を見ると、65 歳以上で 60.2%、75 歳以上で 39.0%となっています。(表 2)

表 2 国民医療費の年齢階級別構成割合 (平成 30 年度～令和 4 年度)

	～64 歳	65 歳～	75 歳～ (再掲)
平成 30 年度	39.4%	60.6%	38.1%
令和元年度	39.0%	61.0%	38.8%
令和 2 年度	38.5%	61.5%	39.0%
令和 3 年度	39.4%	60.6%	38.3%
令和 4 年度	39.8%	60.2%	39.0%

出典：国民医療費

Ⅱ 本県の医療費について

令和5年度の本県の国民医療費(実績見込み)は約5,467億円となっており、前年度に比べ1.8%の増加となっています。

本県の国民医療費の過去10年の推移を振り返ると、年度ごとにばらつきはあるものの、毎年度1.4%程度ずつ伸びる傾向にあります。

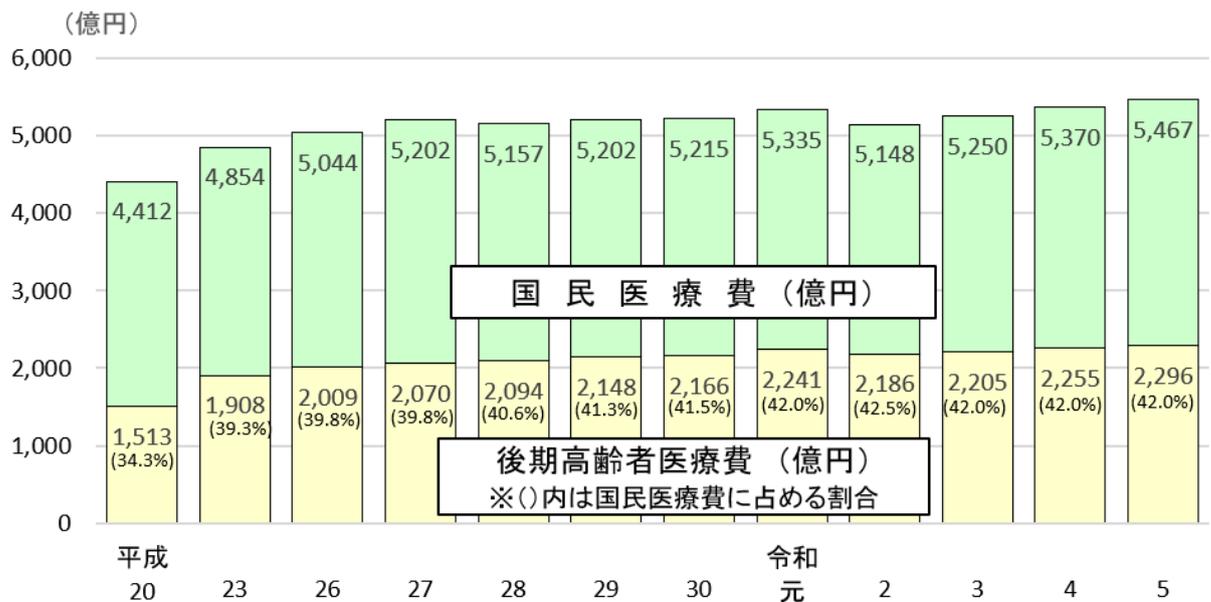
また、後期高齢者の医療費についてみると、後期高齢者医療制度が開始された平成20年度以降伸び続けており、令和5年度(実績見込み)において約2,296億円と、全体の42.0%を占めています。(図2)

なお、本県の令和4年度1人当たり年齢調整後医療費は計357,584円(入院が143,902円、入院外が190,712円及び歯科が22,970円)となっており、地域差指数(※)については全国で第19位の水準となっています。(図3及び表3)

(※) 地域差を“見える化”するために、人口の年齢構成の相違による分を補正した「1人当たり年齢調整後医療費」(=仮に当該地域の加入者の年齢構成が全国平均と同じだとした場合の1人当たり医療費)を全国平均の1人当たり医療費で指数化したもの。

(地域差指数) = (1人当たり年齢調整後医療費) / (全国平均の1人当たり医療費)

図2 愛媛県における国民医療費の動向



出典：国民医療費、医療費の動向、後期高齢者医療事業年報
 ※平成21, 22, 24, 25年度は国による都道府県別国民医療費の公開なし。

図3 令和4年度1人当たり年齢調整後医療費

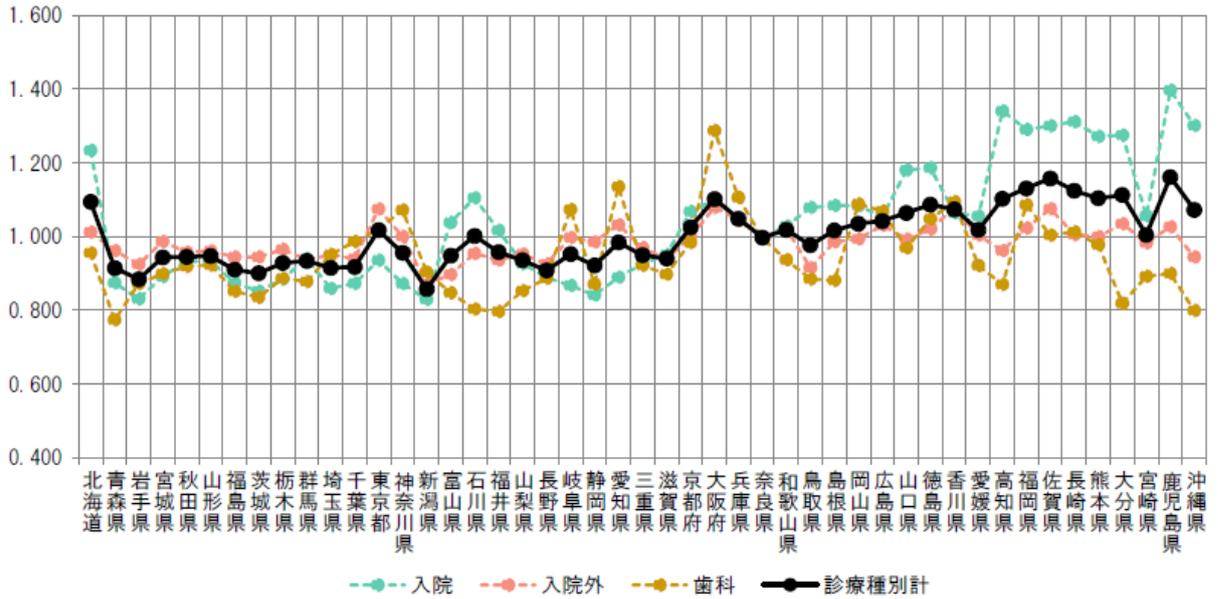


表3 本県の1人当たり年齢調整後医療費（令和4年度）

	1人当たり年齢調整後医療費（円）
入院	143,902
入院外	190,712
歯科	22,970
診療種別計	357,584

出典：医療費の地域差分析（電算処理分）

また、平成30年度から令和4年度までの本県の1人当たり国民医療費の推移を見ると、増加傾向にあり、令和4年度は約41万円となっています。（表4）

表4 本県の1人あたり国民医療費の推移（平成30年度～令和4年度）

	全体
平成30年度（千円）	385.7
令和元年度（千円）	398.5
令和2年度（千円）	385.6
令和3年度（千円）	397.5
令和4年度（千円）	411.2

出典：国民医療費

第3 目標・施策の進捗状況等

I 県民の健康の保持の推進に関する目標及び施策の進捗状況

1 特定健康診査、特定保健指導並びにメタボリックシンドローム該当者及び予備群

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施率並びにメタボリックシンドロームの該当者及び予備群者の減少率

① 特定健康診査

特定健康診査については、国において、令和5年度までに、対象者である40歳から74歳までの70%以上が実施することを目標として定めており、第3期愛媛県医療費適正化計画においても、国と同様、令和5年度までに70%以上の実施を目標として決めました。

本県の特定健康診査の実施状況については、令和4年度実績で、対象者586,715人に対し受診者は305,995人であり、実施率は52.2%となっています。目標とは依然開きがあるものの、新型コロナウイルス感染防止対策による一時的な減少等を除き、第3期計画期間において実施率は上昇しています。

(表5及び図4)

表5 特定健康診査の実施状況

(愛媛県)

	対象者数	受診者数	特定健康診査実施率
平成30年度	607,052	297,129	48.9%
令和元年度	606,088	305,619	50.4%
令和2年度	605,317	291,822	48.2%
令和3年度	598,030	305,872	51.1%
令和4年度	586,715	305,995	52.2%

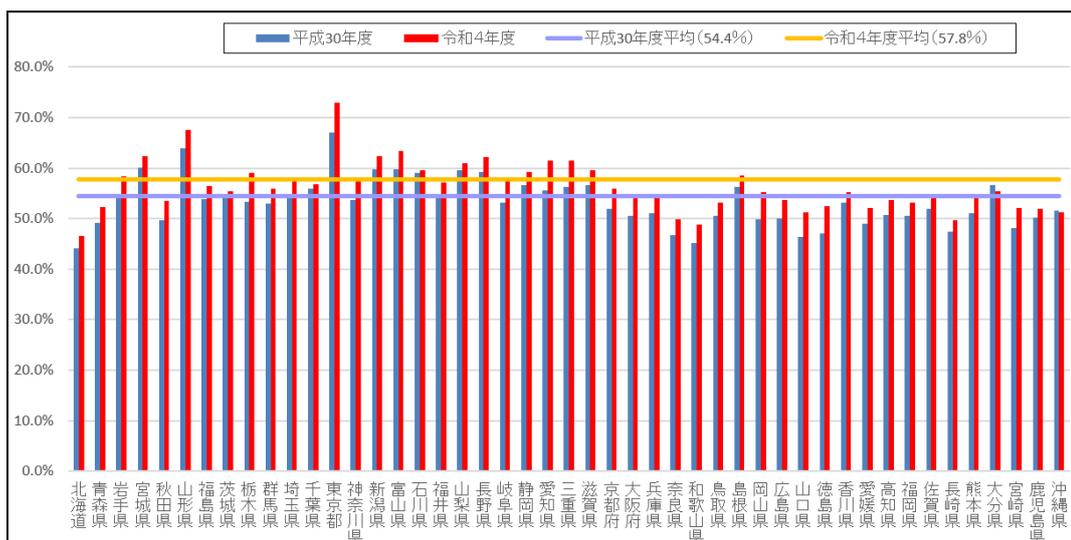
(全国)

	対象者数	受診者数	特定健康診査実施率
平成30年度	53,723,213	29,233,706	54.4%
令和元年度	53,798,756	29,774,873	55.3%
令和2年度	54,183,746	28,791,016	53.1%
令和3年度	53,801,976	30,240,302	56.2%
令和4年度	51,924,629	30,016,491	57.8%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

厚生労働省 HP 特定健康診査・特定保健指導に関するデータ

図4 平成30年度・令和4年度都道府県別特定健康診査の実施率



出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

保険者の種類別では、全国値において、健保組合と共済組合が相対的に高くなっており、市町村国保、国保組合、協会けんぽ及び船員保険が低いという二極構造となっています。本県においても、同様の傾向が見られます。(表6)

なお、本県の市町村国保については、平成30年度以降、実施率は全体に横ばいの傾向にあります。(表7)

また、被用者保険については、全国値において、被保険者に対する実施率と被扶養者に対する実施率に大きな開きが見られます。(表8)

表6 特定健康診査の実施状況（保険者の種類別）

(愛媛県)

	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	船員保険	健保組合	共済組合
平成30年度	33.1%	42.1%	53.0%	—	81.3%	86.3%
令和元年度	32.8%	42.6%	56.1%	—	82.8%	87.0%
令和2年度	28.5%	40.0%	55.4%	—	81.5%	87.0%
令和3年度	30.7%	44.6%	58.0%	—	83.4%	87.6%
令和4年度	33.2%	46.7%	61.4%	—	84.6%	88.4%

(全国)

	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	船員保険	健保組合	共済組合
平成30年度	37.9%	49.4%	52.2%	49.9%	78.2%	79.2%
令和元年度	38.0%	49.8%	53.7%	52.9%	79.0%	79.5%
令和2年度	33.7%	45.7%	52.3%	51.3%	77.9%	79.2%
令和3年度	36.4%	49.0%	55.9%	52.0%	80.5%	80.8%
令和4年度	37.5%	51.0%	57.1%	52.2%	82.0%	81.4%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

※船員保険の特定健康診査実施状況については、全国分のみの提供。

表7 市町村国保の特定健康診査の実施状況（愛媛県）

	対象者数	実施者数	特定健康診査実施率
平成30年度	230,687	76,280	33.1%
令和元年度	224,140	73,512	32.8%
令和2年度	220,929	63,054	28.5%
令和3年度	214,561	65,894	30.7%
令和4年度	202,595	67,235	33.2%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

表8 被用者保険の種別ごとの令和4年度特定健康診査の実施率（全国）

保険者の種類別	全体	被保険者	被扶養者
協会けんぽ	57.1%	64.6%	26.9%
健保組合	82.0%	93.4%	49.5%
共済組合	81.4%	92.5%	43.9%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

年齢階級別では、全国値において、40～50歳代で60%台と相対的に高くなっており、65～74歳で40%台と相対的に低くなっています。（表9）

表9 令和4年度特定健康診査の実施状況（年齢階級別）（全国値）

年齢 (歳)	総数	5歳階級別						
		40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
実施率	58.1%	63.3%	64.1%	63.8%	63.0%	57.7%	48.4%	44.8%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

※年齢階級別特定健康診査受診者数については、全国値のみの提供。

②特定保健指導

特定保健指導については、国において、令和5年度までに、特定保健指導が必要と判定された対象者の45%以上に特定保健指導を実施することを目標として定めており、第3期愛媛県医療費適正化計画においても、国と同様、令和5年度までに45%以上の実施を目標として決めました。

本県の特定保健指導の実施状況については、令和4年度実績で、対象者52,612人に対し終了者は14,689人であり、実施率は27.9%となっています。目標とは依然開きがあるものの、第3期計画期間において実施率は新型コロナウイルス感染拡大等による変動はあったものの、全体として横ばいで推移しています。（表10及び図5）

表 10 特定保健指導の実施状況

(愛媛県)

	対象者数	終了者数	特定保健指導実施率
平成 30 年度	53,699	15,025	28.0%
令和元年度	55,307	14,866	26.9%
令和 2 年度	54,169	14,770	27.3%
令和 3 年度	54,379	14,907	27.4%
令和 4 年度	52,612	14,689	27.9%

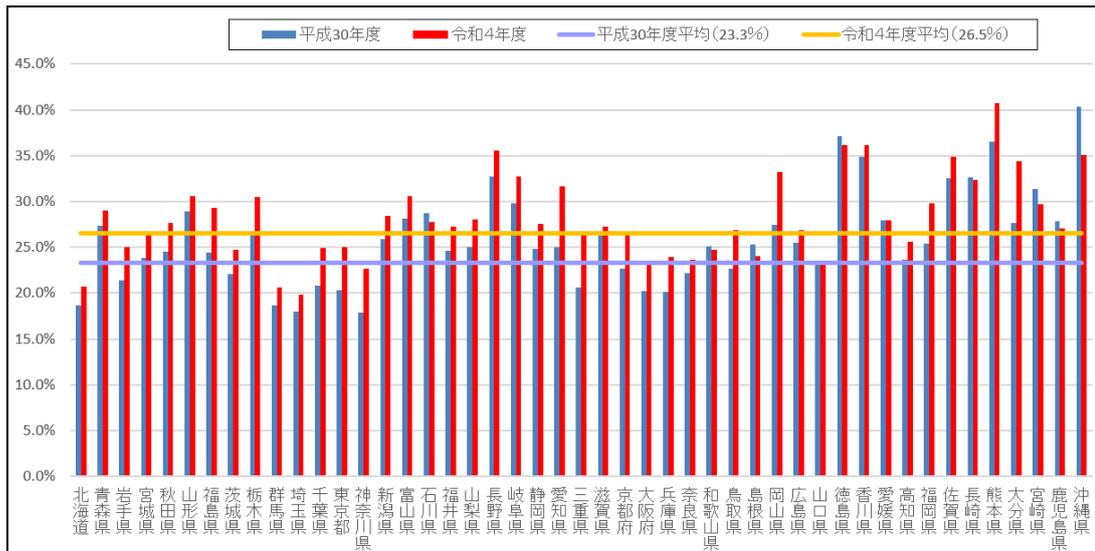
(全国)

	対象者数	終了者数	特定保健指導実施率
平成 30 年度	5,062,477	1,179,160	23.3%
令和元年度	5,168,764	1,201,664	23.2%
令和 2 年度	5,193,210	1,196,555	23.0%
令和 3 年度	5,232,034	1,290,313	24.7%
令和 4 年度	5,088,503	1,349,970	26.5%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

厚生労働省 HP 特定健康診査・特定保健指導に関するデータ

図 5 平成 30 年度・令和 4 年度都道府県別特定保健指導の実施率



出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

保険者の種類別では、本県において、市町村国保、健保組合及び共済組合が相対的に高くなっており、協会けんぽを除くすべての保険者種別について、平成 30 年度よりも実施率が上昇しています。(表 11)

また、被用者保険については、本県において、被扶養者に対する実施率が協会けんぽでは高く、その他では低くなっています。(表 12)

表 11 特定保健指導の実施状況（保険者の種類別）

（愛媛県）

	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	船員保険	健保組合	共済組合
平成 30 年度	35.2%	12.5%	20.1%	3.2%	35.3%	39.9%
令和元年度	40.2%	12.1%	20.9%	7.1%	37.4%	40.4%
令和 2 年度	40.7%	18.0%	18.2%	3.1%	39.4%	34.0%
令和 3 年度	39.8%	18.2%	20.3%	7.4%	37.8%	42.3%
令和 4 年度	37.7%	16.9%	19.1%	6.3%	42.1%	49.1%

（全国）

	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	船員保険	健保組合	共済組合
平成 30 年度	28.8%	10.1%	16.8%	8.4%	25.9%	30.8%
令和元年度	29.3%	10.1%	15.6%	10.3%	27.4%	30.7%
令和 2 年度	27.9%	11.6%	16.0%	11.7%	27.0%	30.8%
令和 3 年度	27.9%	13.2%	16.5%	13.4%	31.1%	31.4%
令和 4 年度	28.8%	13.5%	17.5%	14.3%	34.0%	34.5%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

表 12 被用者保険の種別ごとの令和 4 年度特定保健指導の実施率

（愛媛県）

保険者の種類別	全体	被保険者	被扶養者
協会けんぽ	19.1%	18.2%	36.7%
健保組合	42.1%	45.4%	9.1%
共済組合	49.1%	51.1%	24.7%

（全国）

保険者の種類別	全体	被保険者	被扶養者
協会けんぽ	17.5%	17.8%	11.4%
健保組合	34.0%	35.3%	17.4%
共済組合	34.5%	35.9%	13.2%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

年齢階級別では、本県において、65～69 歳で 32.5%、70～74 歳で 42.9% と相対的に高くなっています。（表 13）

表 13 令和 4 年度特定保健指導の実施状況（年齢階級別）

（愛媛県）

年齢（歳）	総数	5 歳階級別						
		40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
実施率	27.9%	23.4%	25.8%	27.8%	28.8%	25.8%	32.5%	42.9%

（全国）

年齢（歳）	総数	5 歳階級別						
		40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
実施率	26.5%	23.7%	25.9%	27.0%	28.1%	25.8%	27.1%	30.3%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

③メタボリックシンドローム該当者及び予備群

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率については、国において、令和5年度までに、平成20年度と比べて25%以上減少することを目標として定めており、第3期愛媛県医療費適正化計画においても、国と同様、令和5年度までに、平成20年度と比べて25%以上減少することを目標として定めました。

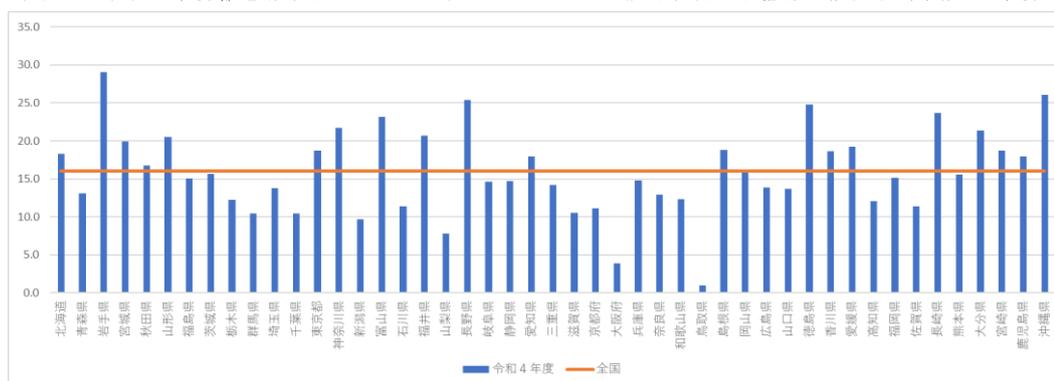
本県のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率については、令和4年度実績で、平成20年度と比べて19.3%減少となっています。目標とは依然開きがあるものの、第3期計画期間において減少率は上昇しています。(表14及び図6)

表14 メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率(平成20年度比)(愛媛県)

	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
平成30年度	14.8%
令和元年度	14.7%
令和2年度	13.6%
令和3年度	16.6%
令和4年度	19.3%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

図6 令和4年度都道府県別 メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率(平成20年度比)



出典：レセプト情報・特定保健指導等情報データ(厚生労働省提供)

特定健康診査の結果、生活習慣病に係る服薬治療者については、メタボリックシンドローム該当者及び予備群者から除外されるため、薬剤服用者の増減にも留意する必要があります。

本県において薬剤を服用している者の割合を保険者の種類別にみると、市町村国保の薬剤服用者の割合が高く、特定保健指導の対象から除外される者が比較的多いといえます。(表15)

表 15 令和 4 年度 薬剤を服用している者の割合

(愛媛県)

	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	健保組合	共済組合
高血圧治療に係る 薬剤服用者	34.4%	24.6%	19.5%	16.6%	15.5%
脂質異常症の治療 に係る薬剤服用者	27.1%	15.3%	13.3%	13.3%	13.0%
糖尿病治療に係る 薬剤服用者	7.7%	6.2%	5.7%	4.5%	4.5%

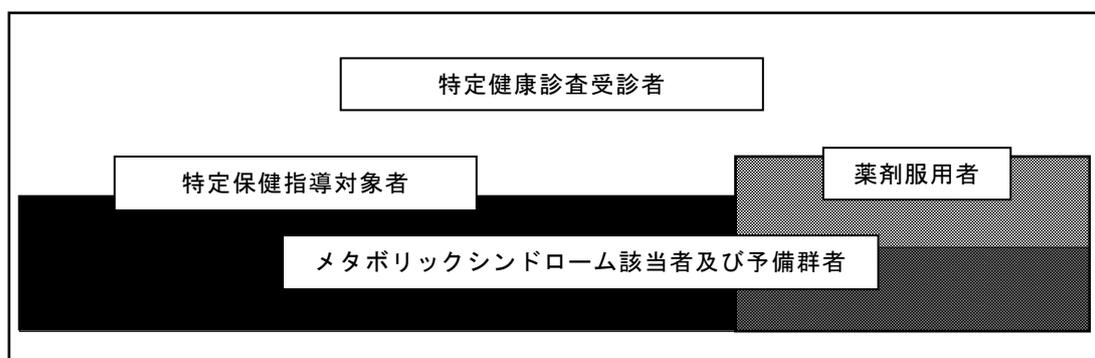
(全国)

	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	健保組合	共済組合
高血圧治療に係る 薬剤服用者	36.8%	22.2%	19.6%	16.5%	15.1%
脂質異常症の治療 に係る薬剤服用者	29.1%	14.1%	12.4%	12.2%	11.6%
糖尿病治療に係る 薬剤服用者	8.9%	5.8%	5.7%	4.9%	4.2%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

【参考】

○メタボリックシンドローム該当者と特定保健指導対象者の関係（イメージ図）



○メタボリックシンドローム該当者及び予備群者数の減少率の推計方法

$$\text{計算式} = \frac{\text{平成 20 年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数}^{\#} - \text{令和 4 年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数}^{\#}}{\text{平成 20 年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数}}$$

※ 特定健康診査の実施率の変化による影響及び年齢構成の変化による影響を排除するため、性別・年齢階層別（5歳階級）に各年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群者の出現割合を算出し、平成 20 年住民基本台帳人口に乗じて算出した推定数。

(2) 特定健康診査実施率及び特定保健指導の実施率向上並びにメタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少に向けた取組

本県の主な取組

- ・ ICT を活用した健診予約システム事業
- ・ スマートヘルスケア推進事業
- ・ ビッグデータ活用県民健康づくり事業（保険者等との連携）
- ・ 特定健康診査、特定保健指導を実施する人材の育成研修（保険者協議会との連携）
- ・ 特定健診受診啓発事業（保険者協議会との連携）

取組の実施状況及び実績

利便性向上による市町国保の健診受診率の底上げを図るため、ICT（Web 等）を活用した集団健診予約システムについて、令和2年度から本格運用を開始し、令和5年度から全市町で運用されることとなりました。

国保・協会けんぽによる特定健診結果等のビッグデータを分析するとともに、分析結果を地域の健康づくりに効果的に活用できるよう、保健所管内ごとに健康課題の整理・事業実施に取り組みました。

県民健康づくり運動推進事業により、生活習慣病対策を集中テーマとして指導者を養成するセミナーを開催し、人材の育成を図りました。

若い世代・働き盛りの食生活改善をサポートする「愛顔の E-IY0」プロジェクトに取り組み、主に働き盛りの世代を対象に講話や資料提供等による食生活・栄養改善の支援を行いました。

(3) 特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上並びにメタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少に向けた取組に対する評価・分析

特定健診の受診率は上昇傾向にありますが、全国平均よりも低く、順位も全国下位に低迷しています。特に、市町国保の被保険者（特に若い世代）や被用者保険の被扶養者について、受診率が低い傾向にあるため、これら対象者の行動変容を促すための効果的なアプローチが必要です。

特定保健指導の実施率は、全国平均よりも高くなっていますが、特定健診受診率が低く、結果として対象者が絞り込まれたことが要因と考えられます。

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導の対象者の減少率）について、上昇傾向にあるものの、目標値は達成しておらず、引き続き、保険者等と連携して効果的な保健事業や保健指導の在り方を検討する必要があります。

(4) 特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上並びにメタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少に向けた課題と今後の施策について

関係機関と連携し、特定健診等の更なる周知やテレビ CM 等を活用した効果的な受診勧奨を実施します。

引き続き、ライフスタイルに合わせた受診しやすい環境整備等に取り組みます。また、健康づくりについて、引き続き着実に普及啓発を行います。

2 たばこ対策

(1) たばこ対策の考え方

がん、循環器疾患等の生活習慣病の発症予防のためには、予防可能な最大の危険因子の一つである喫煙による健康被害を回避することが重要です。また、受動喫煙は、様々な疾病の原因となっています。

こうした喫煙による健康被害を予防するために、第3期愛媛県医療費適正化計画においては、令和5年度の成人の喫煙者割合目標を8.2%と決めました。

本県の成人の喫煙率は、令和4年県民健康調査では8.9%であり、目標とは僅かに差があるものの、平成27年の同調査時における17.5%と比べ、減少しています。(表16)

表16 習慣的に喫煙している者の割合(愛媛県)

	平成27年	令和4年
習慣的に喫煙している者の割合	17.5%	8.9%

出典：愛媛県民健康調査

(2) たばこ対策の取組

本県の主な取組

- ・県民健康づくり運動推進事業

取組の実施状況及び実績

禁煙・受動喫煙の健康への影響や受動喫煙防止対策等のパネル展示や禁煙・受動喫煙防止啓発グッズの配布等、県民への普及啓発に取り組みました。

国保と後期対象に喫煙に係る医療費分析を実施し、保険者に効果的な保健事業を提案しました。

(3) たばこ対策の取組に対する評価・分析

本県の県民健康調査は概ね5年ごとの実施のため、喫煙率の把握に課題はありますが、第3期計画期間内に、喫煙率は着実に減少しています。

(4) たばこ対策に向けた課題と今後の施策について

引き続き、県民一人ひとりが受動喫煙等の健康被害についての正しい知識を習得するとともに、喫煙者がマナーを守るよう、情報の提供や知識の啓発を行います。

3 予防接種

(1) 予防接種の考え方

疾病予防という公衆衛生の観点及び国民の健康の保持の観点から、予防接種の適正な実施が重要となります。

(2) 予防接種の取組

市町や保険者による情報発信に加え、県では、全国規模で進められる「子ども予防接種週間」のお知らせのほか、全世代を対象とする予防接種の種類や副

反応等の正しい知識についてHPへ掲載することにより、情報の提供や知識の啓発を実施しました。

(3) 予防接種の取組に対する評価・分析

定期の予防接種率の例として、本県の麻しん・風しんワクチンの接種率は例年9割以上と、高い割合で推移しています。(表17)

表17 麻しん・風疹ワクチンの接種率(愛媛県)

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		愛媛県	全国	愛媛県	全国	愛媛県	全国	愛媛県	全国
麻しん・	1期	100.3%	98.5%	94.0%	93.5%	94.1%	95.4%	94.4%	94.9%
風しん	2期	94.7%	94.7%	93.2%	93.8%	93.1%	92.4%	92.5%	92.0%

出典：総合表 都道府県別麻しん風しんワクチン接種率最終評価
(厚生労働省健康局健康課、国立感染症研究所感染症疫学センター)

(4) 予防接種に向けた課題と今後の施策について

HPを活用した情報発信等により予防接種への関心を高めるなど、引き続き接種率の向上を図ります。

4 生活習慣病等の重症化予防の推進

(1) 生活習慣病等の重症化予防の推進の考え方

本県の年間新規透析導入患者は平成30年度と比較すると減少傾向にありますが、依然、令和4年には134人の新規透析導入患者が発生しており、生活習慣病等の重症化予防は重要な課題です。(表18)

表18 年間新規透析導入患者数(愛媛県)

	人数
平成30年度	155
令和元年度	189
令和2年度	181
令和3年度	161
令和4年度	134

出典：我が国の慢性透析療法の現状(日本透析医学会)

なお、保険者努力支援制度(取組評価分)の集計結果によると、令和5年度の本県内の市町村国保は100点中平均91点を獲得しています。

(2) 生活習慣病等の重症化予防の推進の取組

本県的主要な取組

- ・ 県民健康づくり運動推進事業
- ・ 健康増進事業費補助金

取組の実施状況及び実績

国保・協会けんぽによる特定健診結果等のビッグデータを分析するとともに、これらデータを地域の健康づくりに効果的に活用できるよう、保健所管内ごと

に健康課題の整理・事業実施に取り組みました。

県民健康づくり運動推進事業により、生活習慣病対策を集中テーマとして指導者を養成するセミナーを開催し、人材の育成を図りました。

若い世代・働き盛りの食生活改善をサポートする「愛顔の E-IY0 プロジェクト」に取り組み、主に働き盛りの世代を対象に講話や資料提供等による食生活・栄養改善の支援を行いました。

生活習慣病等の症状の進展、合併症の発症等の重症化予防のため、平成 31 年 3 月に県医師会、県糖尿病対策推進会議、県保険者協議会と協同して「愛媛県糖尿病性腎症重症化予防プログラム（国保・後期高齢者版）」を改定し、令和 4 年 12 月に県医師会、県循環器病対策推進協議会と協同して「愛媛県高血圧重症化予防プログラム」を策定しました。

（3）生活習慣病等の重症化予防の推進の取組に対する評価・分析

生活習慣病のうち糖尿病について、令和 2 年度患者調査によると、本県の受療率※（236）は全国平均（183）を上回っており、生活習慣病の予防及び罹患後の重症化予防に向けた取組を推進することで、受療率を低下させていくことが必要となります。

※患者調査（3 年毎に実施）当日に、医療機関等で受療した患者の推計数と、人口 10 万人との比率。

（4）生活習慣病等の重症化予防の推進に向けた課題と今後の施策について

「愛媛県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」により、医療機関未受診者及び糖尿病治療中断者への受診勧奨や、保険者とかかりつけ医が連携した保健指導、かかりつけ医と専門医や歯科医師等が連携した患者中心の医療提供を推進します。

5 その他予防・健康づくりの取組

（1）その他予防・健康づくりの推進の考え方

1～4 の取組のほか、第 3 期愛媛県医療費適正化計画において、重複・頻回受診の適正化等の推進、歯科口腔保健の推進等の取組を行いました。

（2）その他予防・健康づくりの推進の取組

本県の主な取組

- ・生活習慣病予防総合支援事業
- ・県民健康づくり運動推進事業
- ・がん対策推進員養成研修
- ・栄養指導業務推進支援事業
- ・歯と口腔の健康づくり推進事業

取組の実施状況及び実績

医療関係団体、保険関係機関において、医科と歯科の連携強化を図るとともに、保険者事業との連携、情報共有に取り組みました。

乳幼児期から高齢期までのライフステージ区分と、定期的に歯科検診または

歯科医療を受けることが困難な人（障がい者（児）や介護が必要な高齢者）の対象者別に、それぞれの歯科的特徴から問題点をとらえ、歯と口腔の健康づくりの施策に取り組みました。

働く世代の口腔保健向上のため、愛媛県歯科衛生士会と連携し、歯科衛生士を県内事業所へ派遣する取組を開始しました。

（３）その他予防・健康づくりの推進に対する評価・分析

重複・頻回受診の適正化は、県内の全市町及び後期高齢者医療広域連合で取組中です。

（４）その他予防・健康づくりの推進に向けた課題と今後の施策について

各年齢期に応じたう蝕・歯周病予防を進め、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを引き続き推進します。

8020 運動等を通じ、口腔管理の大切さの普及啓発を継続的に行います。

Ⅱ 医療の効率的な提供の推進に関する目標及び施策の進捗状況

1 後発医薬品の使用促進

(1) 後発医薬品の使用促進の考え方

後発医薬品の使用割合を令和2年9月までに80%以上とするという国における目標を踏まえ、第3期愛媛県医療費適正化計画においては、計画期間の最終年度の令和5年度には、後発医薬品の使用割合が80%以上に到達しているとする目標を設定しました。

本県の後発医薬品の使用割合については、令和4年度には全国81.2%に対し79.8%となっています。(表19)

なお、調剤医療費の動向(令和4年度版)によると、本県の後発医薬品割合(数量ベース)は、令和5年3月時点で全国83.7%に対し85.1%となっています。

表19 後発医薬品の使用割合

(愛媛県)

	後発医薬品の使用割合
平成30年度	72.6%
令和元年度	75.5%
令和2年度	77.3%
令和3年度	77.8%
令和4年度	79.8%

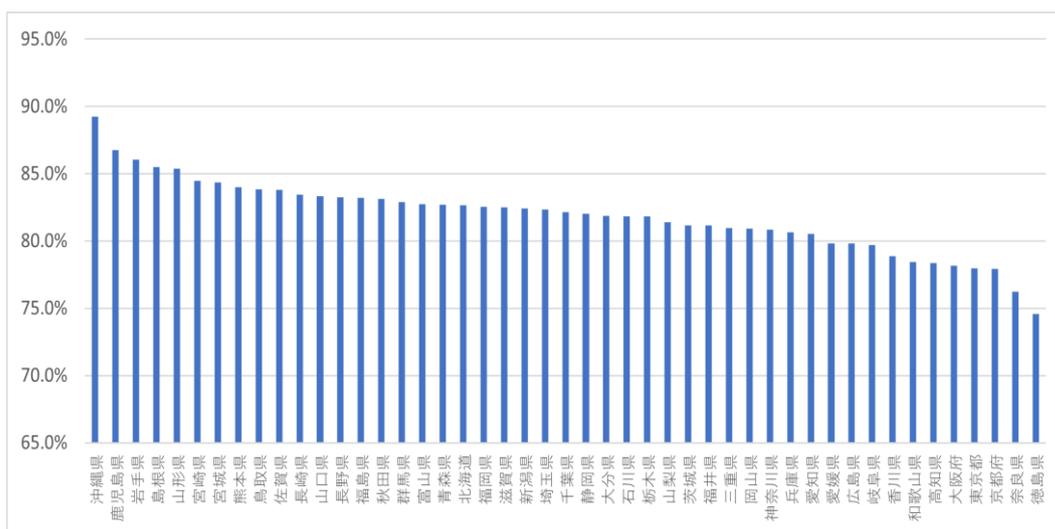
(全国)

	後発医薬品の使用割合
平成30年度	75.1%
令和元年度	77.9%
令和2年度	79.6%
令和3年度	79.6%
令和4年度	81.2%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

なお、令和4年度の後発医薬品の使用割合について全国で見ると、本県は37位となっています。(図7)

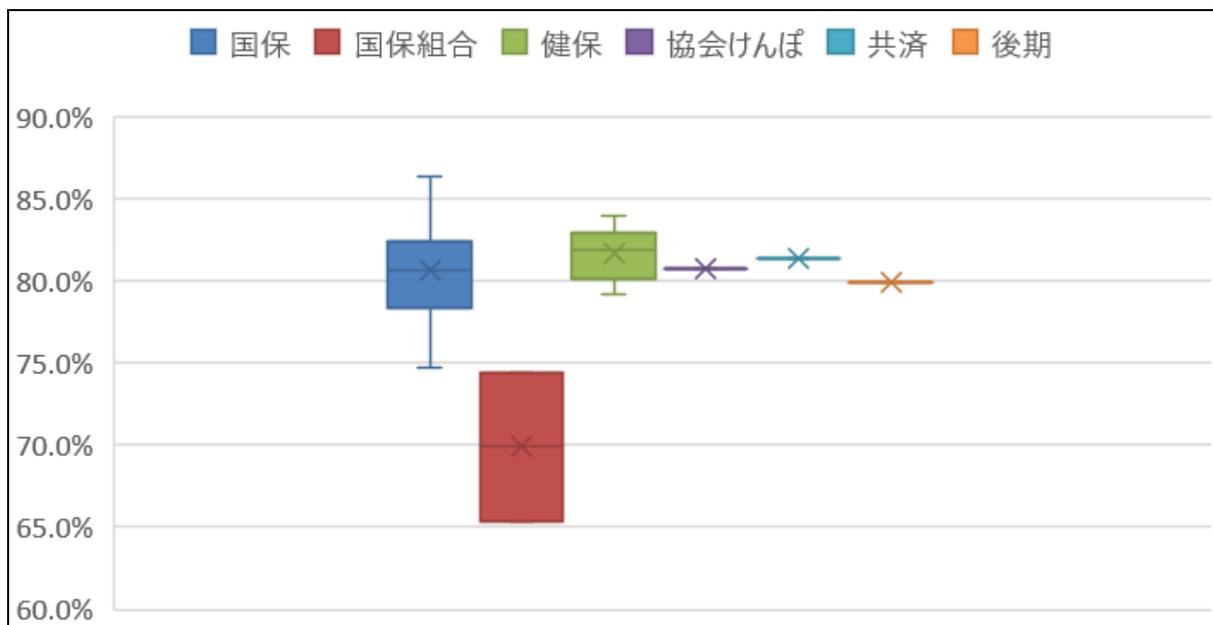
図7 令和4年度都道府県別後発医薬費使用割合



出典：レセプト情報・特定健診等情報データ（厚生労働省提供）

他方、県内の保険者別の後発医薬品の使用割合について見ると、令和5年9月時点で使用割合は65%から86%までばらつきがあります。（図8）

図8 保険者別の使用割合のばらつき



出典：保険者別の後発医薬品の使用割合（令和5年9月診療分）

（2）後発医薬品の使用促進の取組

本県の主な取組

- ・愛媛県ジェネリック医薬品安心使用連絡会の開催
- ・ジェネリック医薬品安心使用促進セミナーの開催
- ・後発医薬品採用リストの作成

取組の実施状況及び実績

県内の医療機関等において後発医薬品が安心して使用されるよう、医薬品の供給及び情報提供体制の整備等の問題点を検討し、医療従事者や一般県民に対し、後発医薬品の適切な使用に関する情報の提供を行いました。

(3) 後発医薬品の使用促進の取組に対する評価・分析

後発医薬品の割合（調剤レセプト）については、令和元年度に目標を達成したものの、レセプト情報・特定健診等情報データ（入院+入院外+調剤+歯科）においては、目標の80%を下回っています。

(4) 後発医薬品の使用促進に向けた課題と今後の施策について

引き続き、後発医薬品に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

2 医薬品の適正使用の推進に関する目標

(1) 医薬品の適正使用の推進の考え方

今後、医療費の増大が見込まれる中では、重複投薬の是正等、医薬品の適正使用を推進することが重要となります。

本県においては、3医療機関以上から重複投薬を受けている患者の割合は、平成30年度には0.13%であったところ、令和4年度には0.11%であり、減少しています。（表20）

また、15種類以上の投薬を受ける65歳以上の高齢者数については、平成30年度には2.91%であったところ、令和4年度には2.51%となっています。（表21）

表20 3医療機関以上から重複投薬を受けている患者の割合
(愛媛県)

	割合
平成30年度	0.13%
令和元年度	0.13%
令和2年度	0.09%
令和3年度	0.10%
令和4年度	0.11%

(全国)

	割合
平成30年度	0.10%
令和元年度	0.10%
令和2年度	0.07%
令和3年度	0.08%
令和4年度	0.09%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

表 21 15 種類以上の投薬を受ける 65 歳以上の高齢者の割合
(愛媛県)

	割合
平成 30 年度	2.91%
令和元年度	2.82%
令和 2 年度	2.58%
令和 3 年度	2.53%
令和 4 年度	2.51%

(全国)

	割合
平成 30 年度	2.70%
令和元年度	2.60%
令和 2 年度	2.39%
令和 3 年度	2.35%
令和 4 年度	2.37%

出典：レセプト情報・特定健診等情報データ

(2) 医薬品の適正使用の推進の取組

医療関係団体・保険関係機関において、服薬情報の一元管理等が可能なかかりつけ薬局の拡大や、正しい知識の普及啓発などを実施しました。

県においても、適切な服用に関する普及啓発を行うとともに、データ分析による促進方法の検討や関係者間での共有に取り組みました。

(3) 医薬品の適正使用の推進の取組に対する評価・分析

重複・多剤投与者に対する取組を実施している市町数 (愛媛県)

年度	R2	R3	R4	R5
市町・広域	19	20	18	16

(4) 医薬品の適正使用の推進に向けた課題と今後の施策について

重複投薬・多剤投与の適正化に向けて、電子処方箋の活用推進等により、さらなる取組の推進を図ります。

第4 医療費推計と実績の比較・分析

第3期愛媛県医療費適正化計画では、医療費適正化に係る取組を行わない場合、平成30年度の推計医療費5,310億円から、令和5年度には、5,835億円まで医療費が増加し（適正化前）、医療費適正化に係る取組を行うことで、令和5年度の医療費は5,768億円となると推計していました（適正化後）。

令和5年度の医療費（実績見込み）は約5,467億円となっており、第3期愛媛県医療費適正化計画との差異は約301億円でした。（表22）

表22 医療費推計と実績の差異

（単位：億円）

	①推計値 (適正化前)	②推計値 (適正化後)	③実績値	④推計値と実績値の差 (③－②)
平成30年度	5,310	5,251	5,215	△36
令和元年度	5,415	5,355	5,335	△20
令和2年度	5,523	5,461	5,148	△313
令和3年度	5,625	5,561	5,250	△311
令和4年度	5,729	5,664	5,370	△294
令和5年度 (実績見込み)	5,835	5,768	5,467	△301

第5 今後の課題と推進方策

1 住民の健康の保持の推進

第3期愛媛県医療費適正化計画における令和5年度の特定健康診査実施率70%、特定保健指導実施率45%、メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の減少率25%の目標については、いずれも実績が目標値に至っておらず、引き続き第4期愛媛県医療費適正化計画においても、実施率・減少率の向上に向けて、関係機関と連携し、一層の周知や受診勧奨の実施、生活習慣病予防の意識啓発に努めます。

2 医療の効率的な提供の推進

第3期愛媛県医療費適正化計画における令和5年度までに後発医薬品の使用割合を80%とする目標については、ほぼ達成されましたが、医薬品の適正使用が医療費の適正化につながることを踏まえ、引き続き第4期愛媛県医療費適正化計画においても、後発医薬品・バイオ後続品等の使用状況の分析や、正しい知識の普及・啓発に努めます。

3 今後の対応

1及び2等に対応するため、住民の健康の保持の増進及び医療の効率的な提供の推進に向け、より一層の取組が必要となります。第4期愛媛県医療費適正化計画においては、高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防や、医療資源の効果的・効率的な活用、医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスといった取組の推進を新たに記載しており、このような取組の実施や進捗状況について分析を行うこととします。

医療費適正化計画に関する事項の取組状況

I 県民の健康の保持の推進

(1) 特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率の向上

①周知・意識啓発の実施

事業名 (開始年度)	事業内容	事業実績 (平成30年度～令和5年度)
・特定健診受診率向上のための取組 (令和元年度～)	・ICTを活用した健診予約システム事業	令和元年度：テスト運用 令和2年度：本格運用、11市町 令和3年度：19市町 令和4年度：20市町 令和5年度：20市町
・スマートヘルスケア推進事業 (令和2年度～)	・スマホアプリを活用した生活習慣改善、健康づくりを行った。 ・特定健診等についても、アプリを通じて周知、意識啓発を行った。	・アプリ登録者数 令和2年度：696人 令和3年度：2,657人 令和4年度：6,432人 令和5年度：7,353人

②保険者等による特定健診結果の活用の推進

事業名 (開始年度)	事業内容	事業実績 (平成30年度～令和5年度)
・ビッグデータ活用県民健康づくり事業 (平成30年度～)	・国保、協会けんぽによる特定健診結果等のビッグデータを分析、活用し、地域の特性に応じた生活習慣病対策を推進した。	・協議会・ワーキンググループの運営 ・毎年度研修会の開催

③保険者協会との連携

事業名 (開始年度)	事業内容	事業実績 (平成30年度～令和5年度)
・特定健康診査、特定保健指導を実施する人材の育成研修	・講義形式やグループワークにより人材の育成を図った。	・毎年度開催、60名ほどが参加
・特定健診受診啓発事業 (令和元年度～)	・特定健診の受診率向上等のための啓発事業を実施した。	・ポスターの作成、配布 ・テレビCM放送、新聞による紙面広告、電車内への掲示

(2) たばこ対策

事業名 (開始年度)	事業内容	事業実績 (平成 30 年度～令和 5 年度)
・ 県民健康づくり運動推進事業 (平成 25 年度～)	・ 第 2 次県民健康づくり計画推進のため、生活習慣病対策を集中テーマとして指導者を養成するセミナーの実施や普及啓発活動を実施した。	・ セミナー (～令和 3 年度) 参加者数 平成 30 年度 : 57 人 令和元年度 : 1,372 人 令和 2 年度 : 677 人 令和 3 年度 : 140 人

(3) 生活習慣病対策及び重症化予防対策

事業名 (開始年度)	事業内容	事業実績 (平成 30 年度～令和 5 年度)
・ 県民健康づくり運動推進事業 (食育月間・食育の日推進事業) (平成 19 年度～)	・ 健全な食生活を実践できる県民の育成を図る施策に取り組んだ。	・ 食育推進モデル事業を開催 (3 保健所/年度) ・ 「愛顔の E-IYO(えいよう)プロジェクト」推進事業を実施し、主に働き盛りの世代を対象に講話等による食生活・栄養改善の支援を行った。 ・ 「愛顔の健康づくり応援店」登録制度を実施し、県民への朝食・野菜摂取推進の啓発を行う飲食店等を登録した。
・ 健康増進事業費補助金	・ 平成 20 年度の医療制度改革において、老人保健法が全面改正されたことに伴い、従来の基本健康診査を中心とする老人保健事業のうち、医療保険者に義務付けられた特定健診・特定保健指導以外の事業は、健康増進法に基づく健康増進事業として市町が実施することとなり、県・国がその事業の補助を実施した。	・ 当事業の適正な実施を図るため、事業費の補助を行った。

(4) その他予防・健康づくりの推進

① 県の取組を含む施策の概況

事業名 (開始年度)	事業内容	事業実績 (平成 30 年度～令和 5 年度)
・生活習慣病予防総合支援事業 (昭和 57 年度～)	・住民の健康増進を支援するため、市町が実施するがん検診等の精度管理等を行った。	・がんや心臓病等生活習慣病の対策を推進するため、生活習慣病予防協議会を開催した。
・がん対策推進員養成研修 (平成 22 年度～)	・がん予防知識等を普及啓発するため、がん対策推進員養成研修を実施した。	・認定者数 平成 30 年度：1,608 人 令和元年度：843 人 令和 2 年度：838 人 令和 3 年度：182 人 令和 4 年度：253 人 令和 5 年度：310 人
・栄養指導業務推進支援事業 (平成 9 年度～)	・特定給食施設等に対する指導を実施するとともに、市町の健康づくり・栄養改善事業の円滑な実施のための研修を実施した。	・特定給食施設等関係者に対する研修会、市町栄養士等を対象とした研修会等を開催した。

② 歯科口腔保健の推進

事業名 (開始年度)	事業内容	事業実績 (平成 30 年度～令和 5 年度)
・歯と口腔の健康づくり推進事業 (昭和 53 年度～)	・乳幼児期から高齢期までのライフステージ区分と定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難な人(障がい者(児)や介護が必要な高齢者)の対象者別に、それぞれの歯科的特徴から問題点を捉え、歯と口腔の健康づくりの施策に取り組んだ。	・歯科疾患予防・口腔機能維持向上事業、高齢者や障がい者(児)等への歯科口腔保健推進事業、歯と口腔の健康づくり普及啓発事業等を実施した。令和 3 年度からは、働く世代の口腔保健向上のため、愛媛県歯科衛生士会と連携し、歯科衛生士を県内事業所へ派遣する取組を実施した。

II 医療の効率的な提供の推進

(1) 後発医薬品の使用促進

事業名 (開始年度)	事業内容	事業実績 (平成 30 年度～令和 5 年度)
① 愛媛県ジェネリック医	・県内の医療機関等に	①年 2 回実施 (委員・事務)

薬品安心使用連絡会の開催	において後発医薬品が安心して使用されるよう、医薬品の供給及び情報提供体制の整備等の問題点を検討し、医療従事者もしくは一般県民に対し、後発医薬品の適切な使用に関する情報提供を行った。	局等約 15 名)
②ジェネリック医薬品安心使用促進セミナーの開催		②年 1 回実施（令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）
③後発医薬品採用リストの作成 （平成 20 年～）		③毎年、リストの更新を実施し、ホームページで公表

(2) 医薬品の適正使用の推進

事業名 (開始年度)	事業内容	事業実績 (平成 30 年度～令和 5 年度)
健康サポート薬局推進事業（令和 5 年度）	・服薬の適正化の助言に加え健康相談にも対応する「健康サポート薬局」を増加させるため、（一社）愛媛県薬剤師会と連携して薬剤師に対して講習会を開催した。	・ポリファーマシー（多剤服用・残薬解消）対策やフレイル予防等の講習会を開催し、健康サポート薬局の普及を図り、地域における薬剤師・薬局の機能強化を推進した。

(3) その他医療の効率的な提供の推進

①医療提供体制の確保

事業名 (開始年度)	事業内容	事業実績 (平成 30 年度～令和 5 年度)
・地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業 (令和元年度)	・多職種連携による地域で活躍できる薬剤師の育成を図るため、スキルアップ講習会や他機関及び多職種連携講習会を開催した。	・報告用プレアボイド研修会研修会 2 回、参加者 108 人 ・薬剤師スキルアップのための講習会等 2 回、参加者 77 人 地域包括ケア連携講演会 3 回、参加者 142 人 令和 2 年度の認定薬局等整備事業へ移行
・認定薬局等整備事業 (令和 2 年度)	・多職種や医療機関等との研修会を実施する等、地域において求められる認定薬局の整備を推進した。	・多職種と連携した情報交換会 6 回、参加者 836 人 ・多職種と協力した「情報提供シート」の作成研修会 1 回、参加者 62 人 ・がん薬物治療研修会 2 回、

		参加者 152 人
・歯と口腔の健康づくり 推進事業 (昭和 53 年度～)	・歯と口腔の働きが全身の健康の保持、増進に重要であるという認識の下、歯科口腔保健に直接かかわる者のみならず、関連する様々な分野が連携、協力できる体制を整備し、生涯を通じた全身の健康づくりの施策に取り組んだ。	・市町や学校の歯科保健担当者及び在宅歯科衛生士等を対象とした研修会や、全身の健康づくりを目的とした医科・歯科連携事業等を実施した。併せて、関係機関の連携推進として、市町や企業等へ歯科専門職を派遣し、事業の企画や運営等について協力・支援することによって、事業の効果的な実施を推進した。
・精神障害者医療費 (昭和 25 年度～)	・精神障がい者の医療費負担軽減を図るため、精神保健法に基づく公費負担を行った。	・精神障害者医療費 平成 30 年度：2,671 百万円 令和元年度：2,712 百万円 令和 2 年度：2,523 百万円 令和 3 年度：2,576 百万円 令和 4 年度：2,678 百万円 令和 5 年度：2,730 百万円
・精神保健普及事業 (昭和 40 年度～)	・心の健康について正しい知識の普及啓発を図るため、県精神保健福祉協会に「心のふれあい講座」の開催を委託し、講演会等を実施した。	・参加者数 平成 30 年度：510 人 令和元年度：330 人 令和 2 年度：新型コロナウイルス感染症の影響により中止 令和 3 年度：504 人 令和 4 年度：250 人 令和 5 年度：270 人
・地域自殺対策強化事業 (平成 21 年度～)	・自殺総合対策大綱に基づき、対面相談事業、人材養成事業、普及啓発事業等の自殺対策を実施した。	・自殺者数 平成 30 年：212 人 令和元年：207 人 令和 2 年：221 人 令和 3 年：217 人 令和 4 年：254 人 令和 5 年：225 人 (令和 5 年は概数)
・認知症疾患医療センター運営事業 (平成 24 年度～)	・認知症疾患医療センターの運営を通じて、認知症に関する専門医療相談、鑑別診断、かかりつけ医等の研修会を開催した。	・専門医療相談件数 平成 30 年度：3,894 人 令和元年度：3,726 人 令和 2 年度：3,603 人 令和 3 年度：3,138 人 令和 4 年度：3,973 人

		令和5年度：4,266人
--	--	--------------

②医療の安全の確保

事業名 (開始年度)	事業内容	事業実績 (平成30年度～令和5年度)
・医療安全支援センター (患者の声相談コーナー)	・医療に関する患者や家族の苦情、心配及び相談に迅速に対応するとともに、医療機関に対して相談等の情報を提供することを通じて、医療機関における患者サービスの向上を図る施策に取り組んだ。	・医療相談件数（県庁・各保健所受付合計） 平成30年度：483件 令和元年度：442件 令和2年度：340件 令和3年度：343件 令和4年度：396件 令和5年度：368件
・愛媛県小児救急医療電話相談事業 (平成19年度～)	・小児の急な病気やケガ等の相談について、医師、看護師が電話で症状や経過等を聴取した上で助言を行った。また、相談者から要望があった場合に医療機関を紹介した。	・電話件数 平成30年度：13,162件 令和元年度：13,288件 令和2年度：8,249件 令和3年度：8,612件 令和4年度：9,231件 令和5年度：14,272件
・広域災害・救急等医療情報システム運営費 (平成12年度～)	・救急及び災害時において、必要な医療情報を収集提供するための体制整備等を行った。	・愛媛県広域災害・救急医療情報システムアクセス件数 平成30年度：847,026件 令和元年度：838,115件 令和2年度：584,007件 令和3年度：637,172件 令和4年度：644,648件 令和5年度：674,788件

③介護サービス提供体制の推進

事業名 (開始年度)	事業内容	事業実績 (平成30年度～令和5年度)
・医療療養病床転換助成事業 (平成22年度～)	・医療療養病床から介護保険施設等への転換に係る施設整備に対し補助を行った。	平成30年度 ・くじら病院（医療法人青峰会、八幡浜市） 医療療養病床31床を介護医療院31床に転換
・介護基盤整備事業 (平成27年度～)	・介護療養病床から介護保険施設等への転換	令和2年度：1件、30,105千円（令和元年度からの繰

	換に係る施設整備に対し補助を行った。	越分) 令和3年度：1件、6,773千円 令和4年度：1件、8,920千円 令和5年度：実績なし (※令和6年度へ繰越：1件、48,320千円)
--	--------------------	--

④地域包括ケアシステムの強化

事業名 (開始年度)	事業内容	事業実績 (平成30年度～令和5年度)
・在宅医療に係る薬剤師の育成 (平成26年度～)	・在宅医療に係る薬剤師を対象に必要な研修を実施した。	研修会開催数・参加者数 平成30年度：5回208名 令和元年度：1回55名 令和2年度：新型コロナウイルス感染症の影響により中止 令和3年度：5回455人 令和4年度：6回276人 令和5年度：9回287人
・在宅医療の実施に係る拠点の整備・運営 (平成27年度～)	・在宅対応可能な薬局、患者及び医療機関の3者の連携を図るための拠点を整備した。	令和2年度：8,513千円 令和3年度：9,143千円 令和4年度：9,607千円 令和5年度：9,541千円
・在宅医療連携体制構築事業 (平成25年度～)	・在宅医療が円滑に提供される体制を構築するため、人材育成や体制づくりに取り組む医師会や医療機関に対し補助を行った。	平成30年度：59,208千円 令和元年度：60,590千円 令和2年度：56,602千円 令和3年度：60,609千円 令和4年度：53,919千円 令和5年度：48,059千円
・在宅がん医療推進事業 (平成25年度～)	・四国がんセンターが取り組む在宅緩和ケア体制の構築や在宅医療を担う人材の育成等に対し補助を行った。	令和元年度：1,406千円 令和2年度：10,046千円 令和3年度：10,046千円 令和4年度：10,046千円 令和5年度：10,100千円
・在宅緩和ケア推進モデル事業 (平成25年度～)	・地域の特色を活かした連携を見つけモデル事業として発展させることで、がん患者が安心して在宅で療	令和元年度：6,522千円 令和2年度：6,522千円 令和3年度：6,829千円 令和4年度：6,829千円 令和5年度：9,100千円

	養できる在宅緩和課の連携体制構築を行った。	
・在宅医療普及推進事業 (平成 26 年度～)	・在宅医療推進のための研修会の開催、住民への普及啓発の推進等に取り組む医師会、医療機関に対し助成を行った。	平成 30 年度：29,197 千円 令和元年度：27,997 千円 令和 2 年度：48,175 千円 令和 3 年度：28,337 千円 令和 4 年度：30,593 千円 令和 5 年度：33,526 千円
・在宅歯科診療設備整備事業 (平成 22 年度～平成 30 年度)		平成 30 年度：2,300 千円
・在宅歯科医療連携室整備事業 (平成 22 年度～)	・高齢者の口腔ケアの推進を図るため、医療・介護との連携窓口、在宅歯科診療希望者の受付等を行う連携室の運営について補助を行った。	平成 30 年度：58,053 千円 令和元年度：44,346 千円 令和 2 年度：41,234 千円 令和 3 年度：42,830 千円 令和 4 年度：44,850 千円 令和 5 年度：47,571 千円
・医科歯科連携推進事業 (平成 26 年度～)	・在宅で口腔ケア等を行う歯科医療従事者を育成するため、研修会を開催するとともに、歯科衛生士配置への補助を行った。	平成 30 年度：76,754 千円 令和元年度：63,340 千円 令和 2 年度：64,817 千円 令和 3 年度：64,581 千円 令和 4 年度：68,143 千円 令和 5 年度：68,217 千円
・看護師等育成強化事業 (平成 28 年度～令和 3 年度) ※令和 3 年度から看護師等研修事業に事項統合	・訪問看護ステーション管理者に対して研修会等を実施したほか、在宅医療を見据えた看護師の育成研修等を実施した。	平成 30 年度：1,415 千円 令和元年度：741 千円 令和 2 年度：780 千円 令和 3 年度：863 千円 令和 4 年度：863 千円 令和 5 年度：863 千円
・地域医療構想の策定 (平成 27 年度～)	・2025 年を見据えた将来の医療提供体制を描く地域医療構想を策定し、策定後の各種施策及び P D C A サイクルを推進するため、全県的な地域医療構想推進戦略会議及び構想区域ごとの地域医療構想調整会議を開催した。	平成 30 年度：2,605 千円 令和元年度：2,277 千円 令和 2 年度：1,421 千円 令和 3 年度：1,123 千円 令和 4 年度：92,890 千円 令和 5 年度：85,460 千円

(別紙1)

○ 特定健康診査の概要

目的	糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものです。
実施者	医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等）
対象者	本計画においては、40歳から74歳までの被保険者・被扶養者を対象にしております。
健診内容	<p>《必須項目》</p> <ul style="list-style-type: none">○ 質問票（生活習慣病の既往歴、喫煙習慣、生活習慣をお訊ねします。）○ 身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）○ 診察○ 血圧測定（収縮期、拡張期）○ 尿検査（尿糖、蛋白）○ 血液検査<ul style="list-style-type: none">・ 血糖値（HbA1c）・ 血中脂質（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）・ 肝機能（GOT、GPT、γ-GTP） <p>《医師が必要と認めた場合に追加する項目》</p> <ul style="list-style-type: none">○ 貧血検査<ul style="list-style-type: none">・ 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者○ 心電図検査<ul style="list-style-type: none">・ 当該年度の健診結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は問診等において不整脈が疑われる者○ 眼底検査<ul style="list-style-type: none">・ 当該年度の健診結果等において、血圧が、収縮期血圧140mmHg以上若しくは拡張期血圧90mmHg以上のいずれかの基準又は、血糖の値が空腹時血糖126mg/dl以上、HbA1c（NGSP）6.5%以上、随時血糖126mg/dl以上のいずれかの基準に該当した者○ 血清クレアチニン検査<ul style="list-style-type: none">・ 当該年度の健診結果等において、血圧が、収縮期血圧130mmHg以上若しくは拡張期血圧85mmHg以上のいずれかの基準又は、血糖の値が空腹時血糖100mg/dl以上、HbA1c（NGSP）5.6%以上、随時血糖100mg/dl以上のいずれかの基準に該当した者 <p>医師が必要と認めた場合とは、基準に該当した受診者のうち、性別や年齢等を踏まえ、医師が個別に必要と判断した場合です。また、他の医療機関において実施した最近の検査結果が明らかで、再度の検査が必要ないと判断された場合や現に糖尿病、高血圧症、脂質異常症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の疾患により医療機関において管理されている場合についても現在の状況を踏まえ、医師が個別に必要性を判断します。また、健康診査結果から、直ちに医療機関を受診する必要があると判断された場合は、受診勧奨を行います。</p> <p>※ 後期高齢者医療制度においては、「後期高齢者医療広域連合は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされています。（「高齢者の医療の確保に関する法律」第125条）</p>
検査場所	保険者等が指定する医療機関及び集団健診

(別紙2)

○ 特定保健指導の概要

目的	メタボリックシンドロームに着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防するために行うものです。																											
実施者	医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等）																											
対象者	特定健康診査受診者																											
内容	<p>《対象者》 特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者 《健康の保持に努める必要がある者》 ○腹囲が男性 85 cm以上、女性 90 cm以上の者 又は、 ○腹囲が男性 85 cm未満、女性 90 cm未満で、BMI が 25 kg/m²以上の者のうち、 ・血糖〔空腹時血糖 100 mg/dl 以上、HbA1c(NGCP 値) 5.6%以上又は随時血糖 100 mg/dl 以上〕 ・糖質〔中性脂肪 150mg/dl 以上又は HDL コレステロール 40mg/dl 未満〕 ・血圧〔収縮期 130mmHg 以上又は拡張期 85mmHg 以上〕 に該当する者 ※糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤服用者を除きます。</p> <p>《動機付け支援と積極的支援》 追加リスクの多少と喫煙歴の有無により異なります。 特定保健指導の対象者(階層化)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">腹囲</th> <th rowspan="2">追加リスク ①血糖②脂質③血圧</th> <th rowspan="2">④喫煙歴</th> <th colspan="2">対象</th> </tr> <tr> <th>40-64 歳</th> <th>65-74 歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">≥ 85 cm(男性) ≥ 90 cm(女性)</td> <td>2つ以上該当</td> <td>—</td> <td rowspan="2">積極的 支援</td> <td rowspan="2">動機付け 支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1つ該当</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上記以外で BMI ≥ 25 kg/m²</td> <td rowspan="2">3つ該当</td> <td>—</td> <td rowspan="2">積極的 支援</td> <td rowspan="4">動機付け 支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2つ該当</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1つ該当</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)喫煙歴の「—」は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味しています。</p> <p>○ 情報提供 ・ 対象者 健診受診者全員 ・ 内容 健診結果や生活習慣病予防等に対する情報の提供</p> <p>○ 動機づけ支援 ・ 内容 医師、保健師又は管理栄養士の面接・指導のもとに行動計画を作成し、生活習慣の改善のための取り組みに係る動機づけ支援を行う。</p> <p>○ 積極的支援 ・ 内容 対象者による主体的な取組に資する適切な働きかけを相当な期間、継続的に行う。</p>				腹囲	追加リスク ①血糖②脂質③血圧	④喫煙歴	対象		40-64 歳	65-74 歳	≥ 85 cm(男性) ≥ 90 cm(女性)	2つ以上該当	—	積極的 支援	動機付け 支援	1つ該当	あり	上記以外で BMI ≥ 25 kg/m ²	3つ該当	—	積極的 支援	動機付け 支援	2つ該当	あり	1つ該当	なし	—
腹囲	追加リスク ①血糖②脂質③血圧	④喫煙歴	対象																									
			40-64 歳	65-74 歳																								
≥ 85 cm(男性) ≥ 90 cm(女性)	2つ以上該当	—	積極的 支援	動機付け 支援																								
	1つ該当	あり																										
上記以外で BMI ≥ 25 kg/m ²		3つ該当	—	積極的 支援	動機付け 支援																							
	2つ該当		あり																									
		1つ該当	なし																									
	—																											

※本計画の「特定保健指導」とは、上記のうち、動機づけ支援及び積極的支援をいいます。